

## 技術協力専門家派遣

### 専門家の役割と最近の動向

専門家の派遣は、プロジェクト方式技術協力、開発協力などに関連して行われるものと、開発途上国または国際機関からの個々の要請に基づいて行われるものがあり、後者を一般に個別専門家派遣と呼んでいます。ここでは、個別専門家派遣について述べていきます。

個別専門家は、通常、開発途上国の政府関係の行政、研究、教育機関などに配属され、それらの機関で、相手国側の行政担当者、技術者など（「技術を移転する相手」という意味で、カウンターパートと呼ぶ）に対して指導を行います。たとえば、政策決定における助言や教育・訓練・共同研究などの指導、機械・施設の運用・保守管理の指導などを行っています。また、国際機関の要請に基づいて派遣される個別専門家は、国際機関の本部やプロジェクトで活動しています。

専門家の派遣は、従来、関係省庁、地方公共団体、大学、民間企業などに適任者の推薦を依頼して、その推薦に基づいて決定されるのが一般的でした。しかし、近年、開発途上国からの要請内容の多様化に伴って、JICAに在籍している専門家である国際協力専門員やジュニア専門員、JICA国際協力総合研修所に登録されている専門家希望者などを選考し、専門家として派遣する事例が増えてきています。

専門家派遣事業では、1955年度、コロンボ・プランに基づいて東南アジア5カ国に28人の専門家を派遣して以来、1995年度までに2万105人を一部先進国を含む世界各国に派遣し

ています。1995年度は、前年度からの継続者を含めて、2067人の専門家を派遣しました。

1995年度に新規に派遣した個別専門家1266人の派遣地域の内訳は、

- ①アジア：754人（59.6%）
- ②中近東：132人（10.4%）
- ③アフリカ：96人（7.6%）
- ④中南米：232人（18.3%）
- ⑤大洋州：28人（2.2%）
- ⑥ヨーロッパ：24人（1.9%）（主に旧社会主義国である東欧諸国に対して）

となっています。これらの専門家（シニア協力専門家を含む）の指導分野は、農業、鉱工業、運輸交通、電気・通信、原子力、電子工学などの技術から、経済開発、環境対策に至る広範なものとなっています。

### 個別専門家派遣の種類

個別専門家の派遣形態には、大別して二国間方式と多国間方式とがあります。

#### 二国間方式

開発途上国政府からの個別の要請に基づいて派遣するもので、1995年度は1963人（継続748人、新規1215人）の専門家を派遣しました。このなかには、次のような特別な計画に基づいて派遣される専門家が含まれています。

##### 1. 研究協力

わが国と開発途上国の研究者が、その国の社会、経済の発展に役立つ課題について共同研究を行うものです。1977年度から開始され、1995年度はモンゴルの経済改革と開発、エジプトの地震学、タイの軟弱地盤

対策に関する研究など、13カ国18課題について115人（継続30人、新規85人）の専門家を派遣しました。

2. チーム派遣(ミニプロジェクト)専門家  
プロジェクト方式技術協力と個別専門家による技術協力の中間的な協力形態として、1989年度から開始されました。

1995年度は、タンザニアの電力配電網整備、ブラジルの労働衛生科学、ネパールの施工管理技術センター計画など、13カ国22課題について74人（継続25人、新規49人）の専門家を派遣しました。

3. 再活性化協力

技術力または資金の不足に起因する遊休化した施設、機材の再活性化と保守・管理に必要な技術指導を目的とするものです。1995年度は、マラウイに空港施設専門家、メキシコにトロリーバス専門家を派遣したほか、21課題に対して専門家を送っており、その数は22人（継続4人、新規18人）となっています。

4. 民間技能者派遣

造船、鉄鋼、機械などの民間企業の技能者を開発途上国の政府関係機関、公営企業などに派遣し、技術指導を行うと同時に、わが国の企業の国際化に対応した技術者の職業能力の開発を目的とするものです。雇用促進事業団との共同事業として、1987年度から開始しました。

1995年度は、前年度からの継続者も含めて、インドネシア、ヴィエトナムの2カ国に26人（継続13人、新規13人）の専門家を派遣しました。

5. シニア協力専門家

開発途上国からの派遣要請に基づいて、ボランティア精神に富み、技術をもち、実務経験のある中高年者（40歳から69歳まで）を公募・登録制によって派遣するもので、1990年度から開始された事業です。

1995年度は、継続者を含めて、マレーシア、ネパール、パラグアイ、西サモアなど8カ国に68人を派遣しました（なお1996年からは、ボランティアの派遣ということで、個別専門家の派遣数にこの派遣者数は含まれません。また、同年度から「シニア海外ボランティア」と名称を改め、事業および実施体制を、派遣事業部から青年海外協力隊事務局へ移管することになっています）。

多国間方式

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）などの国際機関からの要請に基づいて派遣するもので、1995年度は24の国際機関に104人（継続53人、新規51人）の専門家を派遣しました。

調査団派遣

個別専門家派遣を効果的かつ円滑に実施するため、次のような調査を行っています。

事前調査

専門家派遣に先立ち、要請の背景、技術移転計画、指導内容、現地事情などを調査するもので、1995年度はこのための調査団を23チーム派遣しました。

調査・指導

派遣中の専門家が任国で直面している業務、生活上の諸問題について調査・指導を行うもので、1995年度は21チームを派遣しました。

## 技術協力機材供与

### 事業の概要

技術協力機材供与事業は、

①個別派遣専門家やシニア協力専門家、  
青年海外協力隊員が、任国で技術協力活  
動を行う際に必要な機材

②各国からの研修員がそれぞれの国に帰国  
し、日本で研修によって習得した技術  
を普及させるにあたって必要な機材

を供与することを目的としています。また、  
これらの技術協力に必要な技術文献（英語）、  
ビデオ教材（英語、フランス語、スペイン語、  
アラビア語）の供与も行っています。このよ  
うに、人と物（機材）と情報（文献、ビデオ  
教材）を有機的に組み合わせることによって、  
技術協力の効果をいっそう高めることをねら  
いとしており、無償資金協力やプロジェクト  
方式技術協力と区別するため、単独機材供与  
とも呼ばれています。

この事業は、1964年度、JICAの前身である  
旧海外技術協力事業団（OTCA）が5000万円  
の予算で開始しました。この事業に対する途  
上国の要請は開始当初から強く、初年度には  
予算額を大幅に上回る40件、約1億5000万円  
の要請がありました。その後事業の趣旨が広  
く知られるとともに、専門家派遣事業などほ  
かの事業の拡大と軌を一にして、供与額は急  
増しました。一方、質的にも大幅に改善され、  
1970年度からは、フォローアップ業務として  
部品の供与と修理調査団の派遣を開始、1974  
年度からは、据え付け指導調査団の派遣が開  
始されました。

### 1995年度の実績

機材供与事業の内容と1995年度の実績は以  
下のとおりです。

#### 機材供与

1. 一般単独機材供与

1件当たり1000万円から1億円の機材供  
与で、36カ国、62件、15億8800万円。

2. 小規模単独機材供与

1件当たり1000万円以下の機材供与で、  
20カ国、22件、1億3300万円。

3. 修理部品供与

この事業で供与した機材の修理に必要な  
部品の供与で、19カ国、22件、1076万円。

#### 機材供与関連調査団派遣

1. 機材据え付け指導調査団の派遣（19件、  
28人）

2. 修理調査団の派遣（1件、1人）

また、1995年度から、青年海外協力隊員お  
よびシニア協力専門家が、任国でWID関連  
の技術協力活動を行う際に必要な機材を供与  
するWID関連特別機材の供与が開始されま  
した。

#### 実施計画調査

要請のあった機材の使用目的、仕様の詳細、  
付属品や消耗品の内容などの調査で、10カ国、  
7件、12人。

#### 文献供与

技術協力に必要な外国語による文献・視聴  
覚機材（ビデオ教材）の供与では、視聴覚情  
報8340万円、文献等資料輸送費55万円。

# 青年海外協力隊

## 協力隊のあらまし

青年海外協力隊 (Japan Overseas Cooperation Volunteers : JOCV) 事業は、開発途上国の要請に基づいて、それらの国々の経済・社会の発展に協力したいという青年の海外での活動を助成し、促進するものです。

青年海外協力隊員は、原則として2年間、開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活と労働をともにしながら、協力活動を行っています。協力分野は、農林水産や土木建築のほか、電気、電子、理数科教育、保健衛生、日本語、システムエンジニアリング、考古学、スポーツなど多岐にわたっています。

この事業は1965年に創設され、同年度に第1次隊26人がラオスなど4カ国に派遣されて以来の実績を有するものです。

1995年度には55カ国に1196人が新規に派遣され、1996年3月末日現在、派遣中の隊員数は2370人（一般隊員などの継続者と新規派遣者を含む合計人数）で、累計では1万5683人の隊員が派遣されています。

なお、上記隊員数には、一般隊員、シニア隊員、短期緊急派遣隊員、調整員（休職調整員を除く）が含まれています。

1995年度には、ルーマニアとの間に新たに派遣取極が締結され、1996年3月末日現在65カ国との間で取極めが交わされています。

隊員には、一般隊員とシニア隊員とがあります。シニア隊員とは、帰国した一般隊員でシニア試験を受験し合格した人のなかから、受入国の要請に合わせ、再度派遣されるもの

です。このほか国際連合からの要請に基づき、国連ボランティアの派遣も行っています。

こうした事業の推進のため、青年海外協力隊事務局では、次のような業務を行っています。

## 募集から派遣まで

### 隊員の募集・選考

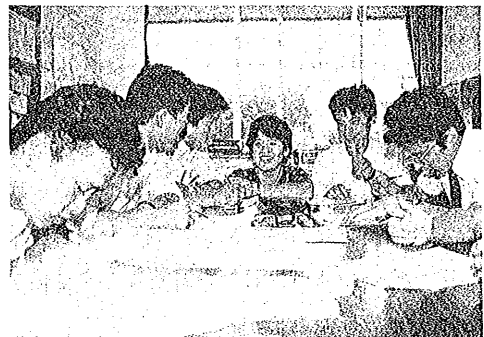
隊員の募集は、全国の都道府県、市町村、民間諸団体の協力を得て、年2回春と秋に実施しています。1995年度の春募集では、全国243会場で説明会を開催し、参加者1万4335人、応募者5230人、秋募集では244会場の説明会に1万2251人が参加、応募者は4778人にとぼっています。

選考は筆記試験（第1次選考）と面接・健康診断（第2次選考）によって行われ、筆記試験は、適性テスト、英語、技術となっています。

春の合格者は458人、秋は518人で、1995年度合格者総数は976人でした。

### 派遣前訓練

上記選考の合格者は、隊員候補生として、約80日間の派遣前訓練を受けます。訓練の内容は、



駒ヶ根訓練所での派遣前訓練

- ①国際情勢、異文化理解などの教養
- ②健康状態の把握と体力増進のための保健衛生
- ③隊員としての心構えや交通安全など、開発途上国での生活に必要な知識・技術
- ④語学

となっています。語学は、英語、フランス語、スペイン語のほか、スワヒリ語、ネパール語など現地語も含め、19言語の講座を設けています。

訓練は、東京都渋谷区広尾と長野県駒ヶ根、福島県二本松の3つの協力隊訓練所で、それぞれ年3回行っています。

#### 技術補完研修

##### 1. 短期技術補完研修（6カ月以内）

第2次選考合格者またはシニア隊員、任期延長に伴う一時帰国隊員のなかで、開発途上国からの要請に応えるうえで補完的な技術研修が必要であると認められた人を対象とします。

##### 2. 長期技術補完研修（6カ月以上1年程度）

第2次選考の結果、技術・知識は合格水準に達しているが実践的技術力の不足している人を対象に、受験職種の実務面での補完をする研修です。

両研修の1995年度の対象者は、373人（うち短期研修366人、長期研修7人）でした。

#### 隊員バックアップシステム

##### 災害補償

派遣前訓練の開始から、隊員として現地活動に従事し帰国するまでの期間に、死亡・疾病または傷害などの事故に遭遇した場合、弔慰金、治療や移送に必要な経費などを補償する制度を設けています。

#### 帰国隊員の進路相談

隊員のなかには、勤務先を退職して参加する人や学校卒業後直ちに参加する人などが多いことから、帰国後の進路決定を支援するため、事務局やJICA国内支部などに進路相談カウンセラーを配置して相談に応じるとともに、進路の確保・開拓を図っています。

1994年度に帰国した隊員の1995年末までの状況は、帰国者853人のうち復職216人、就職247人、その他自営、進学など208人となっており、671人の進路が決定しました。

#### 関連業務

上記のような隊員の派遣に直接関係する業務のほか、この事業の推進を図るため、さまざまな業務を行っています。

#### 広報・啓発

一般の人々への事業の紹介と国内の幅広い理解の促進、事業への参加希望者の拡大、関係者との情報交換などのため、次のような業務を行っています。

- ①月刊誌『クロスロード』を発行
- ②『JOCV NEWS』を月2回発行
- ③海外向け広報誌“JOCV Quarterly”を季刊発行
- ④各種マスコミへの情報提供、便宜供与

#### 現職参加体制の促進

勤務先から休職などの身分保障が得られないため、協力隊への参加を断念したり、また退職して参加するという例が少なくありません。このため、JICAでは隊員として現職のまま参加できるよう、これまで経済団体、労働団体、民間企業や地方公共団体に積極的に働きかけを行っています。



バファ・ニューギニアで  
木工製品製作を指導する隊員

また、所属先に対しては、派遣期間中の人件費、諸経費の一部を補填する制度を設けて所属先の負担の軽減を図っています。

こうした活動や制度の結果、現職参加に理解を示す企業や団体が増えてきており、1995年度は、243人が現職で参加しました。内訳は、国家公務員5人、地方公務員91人、政府関係機関職員4人、民間企業の職員143人です。

#### 関係諸団体との協力

##### 1. 社団法人「協力隊を育てる会」

協力隊事業を支援し、広報、帰国隊員の進路支援、情報交換などの活動を行っています。JICAでは、こういった活動を同会と協力して行うほか、各地の青少年団体、全国高等学校国際教育研究協議会など諸団体の開催する行事や研修に、資料の提供、講師の派遣などを行っています。

##### 2. 社団法人「青年海外協力協会」

1983年、協力隊OB・OGの諸活動を支援・推進するために発足しました。協力隊事業への人的支援、隊員の募集・選考のための各種行事などに対し、隊員OB・OGの参加協力を得るなど、協力隊参加経験を生かし

て事業を展開しています。

##### 3. 各都道府県との協力

協力隊事業の推進にあたっては、地方公共団体の協力がきわめて重要です。各都道府県の主管課長・担当者との定期的な会議や、担当者の隊員活動現地視察などを通して、事業の理解を促進し、協力関係を築いています。

##### 4. そのほかの団体との協力

経済団体、労働団体などとも定期的に会議を開催し、現職参加、企業・団体のボランティアへのかかわり方などについて意見を交換し、多大な協力を得ています。

##### 5. 研修員の推薦

都道府県が独自で実施している技術研修員受入事業に対し、事務局は協力隊員のカウンターパート（隊員が直接技術を移転する途上国の技術者）を推薦しており、1995年度には34カ国137人が、41の自治体でそれぞれ10カ月間の専門分野の技術研修を修了しています。

---

#### 青年海外協力隊発足30周年

---

1965年に発足した協力隊事業は、1995年に30周年の節目を迎え、日本全国はもとより、海外の隊員派遣国でも、さまざまな記念事業が行われました。

東京では、1995年10月26日、天皇皇后両陛下をはじめ多数の来賓をお迎えして、「協力隊発足30周年記念式典」が開催されました。

協力隊事務局では、これを単なる通過点に終わらせず、これを契機に事業の総点検をし、さらに充実した実施体制づくりに取り組む機会として30周年を位置づけています。

## 無償資金協力

### JICAの行う無償資金協力事業のあらまし

無償資金協力とは、開発途上国に返済義務を課さないで資金を供与する援助の形態です。項目としては、

- ①一般プロジェクト無償援助
- ②債務救済無償援助
- ③経済構造改善努力支援無償援助
- ④草の根無償援助
- ⑤水産無償援助
- ⑥文化無償援助
- ⑦災害緊急援助
- ⑧食糧援助
- ⑨食糧増産援助

の9つがあり、外務省がその直接の所管・実施を担当しています。

JICAは、この無償資金協力のうち、一般プロジェクト無償援助、水産無償援助、食糧増産援助の3項目にかかわる事前の調査業務(E/N締結前<sup>\*</sup>に行う協力内容、最適規模、概算事業費などに関する調査)、実施促進業務(E/N締結後に相手国とわが国の企業等の間に立って行う調査、斡旋、連絡)、および、フォローアップ業務(事業のアフターケアなど)を担当しています。

無償資金協力は、技術協力とともにJICAが実施する二国間援助の一翼を担っていて、保健医療、教育、水供給、職業訓練などの分野での施設や設備の設置・整備を行っていることから、これらの施設や設備がわが国の実施する技術協力の拠点になっている例も少なくありません。

このため、近年では、案件選定の時点から、無償資金協力と技術協力を関連づけて進めるケースが増えています。2つの協力を案件策定の時点から連携させていくことで、無償資金協力によって設置・整備された施設や設備の機能がいっそう発揮され、協力効果を高めていくことができるからです。

1995年度の一般プロジェクト無償援助と水産無償援助を例にとると、双方合わせて174案件中の74件が、技術協力との連携をとって進められており、割合にすると、42.5%にも及びます。

90年代に入り、トップ・ドナーとなったわが国の援助は、量の拡大とともに、質の向上が課題となっています。特に、開発途上国からは、贈与の形での援助の拡充を求める声が高まっています。わが国のODA贈与比率は、ほかの援助諸国に比べて低く(DAC平均=77.1%、日本=46.6%)、無償資金協力の拡充は急務となっています。

1995年度のをが国の援助供与総額約145億ドルのうち、無償資金協力は約29億ドル、JICAが担当する部分の95年度実績は約1650億円(約17億ドル)で、金額的には前年比1.2%増となっています。

### 無償資金協力業務の最近の動向

開発調査、プロジェクト方式技術協力など、ほかの事業との連携を活発に進めるため、JICA内部では無償資金協力案件の内部検討会が開催されていて、1995年度には446件が実施されました。

JICAの在外事務所と本部関係者による無償資金協力実務者会議は、87年度以降、94年度までに8回開催されており、95年度は、アジア地域、大洋州地域、中近東・アフリカ地域、中央アジア地域、中南米・カリブ地域の5地域でそれぞれ実施されました。

また、東欧(マケドニア等)、中央アジア(ウズベキスタン、キルギス)といった市場経済へ移行しようとしている地域の国々、パレスチナ、アンゴラなどの長い争いから平和へと歩み始めた国々への新規の無償資金協力が開始されています。

わが国が重要視する分野・地域に対しても、JICAの無償資金協力事業はさまざまな展開を行っています。

97年春に完成予定のカンボディア国立母子保健センターおよびインドネシア生物多様性保全センターでは、センターを拠点とした日米コモン・アジェンダの連携プロジェクトがそれぞれ実施されます。また、95年にインドシナ三国で実施した「ワクチン接種体制整備計画」では、2000年までのポリオ根絶を目指すUNICEFと連携し、インドシナ三国にワクチンを供与する案件を支えるため、ワクチンの輸送・保管に不可欠の<sup>\*</sup>コールドチェーン機材を供与しました。

93年のアフリカ開発会議でわが国は、サブサハラ・アフリカ(サハラ砂漠以南)地域に対する水分野での3億ドル規模の協力を表明しましたが、JICAの無償資金協力も、「セネガル地方給水施設拡充計画」など積極的な役割を果たし、この公約も達成される見通しです。

## 効果的・効率的事業の実施

### 事業の公平性、透明性の確保、情報の公開

事業の実施面における業務改善では、公正取引委員会から指摘を受けたODA談合問題に対応して、入札制度のいっそうの公平性、透明性の確保を図っています。その一環として、1994年度には入札参加資格要件を緩和しました。また、95年度からは、入札結果を閲覧方式で公表することになり、JICA本部で公開しています。

### 審査体制の強化・拡充

基本設計およびプロジェクト事業費のいっそうの適正化を図るために、設計積算のガイドラインを改定するとともに、積算専門家の支援を得て、審査体制の強化・拡充を進めています。一例として、バングラデシュなどで実態調査を行うとともに、現地関係者との意見交換を行い、現地に即した積算について検討を続けています。

さらに、実施促進業務の適切で円滑な実施に向けて、JICAとコンサルタントとの間で事業実施に関する認識の統一化を図るため、コンサルタント業務ガイドラインを1996年3月に作成しました。

### 効果的な援助のために

新しい課題に取り組み、無償資金協力事業の効果を高めるため、JICAでは以下のような対応を行っています。

- ①本部および在外事務所での実施体制の強化策として、在外赴任予定者に対する無償資金協力についての集中学習コースの実施や、前述の無償資金協力実務者会議の開催などを通して、現地における問題

<sup>\*</sup>コールドチェーン…ワクチン、生鮮食品などの冷凍状態の物資の輸送に必要な冷蔵庫、冷凍車などの機材。



の解消や情報の共有化を図っています。

- ②援助の質的効果を高めるため、「フォローアップ業務の現状」「食糧増産援助の現状と課題」「ODAに対する計量的評価」などをテーマとして、討議を積極的に行っています。

一方、わが国の無償援助システムに習熟していない被援助国に対しては、研修員受入事業において、

- ①集団コースとして、無償資金協力事業を紹介する国際協力事業団紹介コースおよびわが国の無償資金協力の仕組み、調達手続きなどを説明する無償資金協力紹介セミナーを定期的を開催しています。
- ②カウンターパート研修として、新規無償資金供与対象国などの援助窓口機関の代表者を日本に招き、無償資金協力の制度について研修を実施する、無償資金協力事業紹介コースを開催しています。

## 開発協力

JICAは「人造り」、すなわち人材養成を通じた開発途上国の「国造り」に貢献することをめざしています。国造りの最終目標は途上国の経済的自立ですが、このためには、政府サイドの人造りのみならず、民間部門の活性化と、そのための民間資本の導入を通じた民間サイドの人造りも欠かすことができません。

そこで、政府ベースの援助と民間協力とをリンクさせ、わが国の企業の実施する開発事業への資金的支援と技術的支援を通じて、途上国の自立的経済発展に貢献しようとするのが、JICAの開発協力事業です。この開発協力事業では、わが国の民間企業が途上国で行う開発事業のうち、社会の開発、農林業または鉱工業の開発に貢献する事業について、公共

性、技術的・経済的リスク、収益性、試験性などを勘案したうえで、資金を緩やかな条件で融資するとともに、必要な技術指導や調査を行い、事業の円滑な実施を支援します。

開発協力事業は、図2-5の業務に大別されます。

### 投融資業務

投融資業務は、

- ①開発途上国でみずから開発事業を行うわが国の法人
- ②開発事業を行う現地法人に出資するわが国の法人

を対象に、長期・低利の資金を融資するものです。

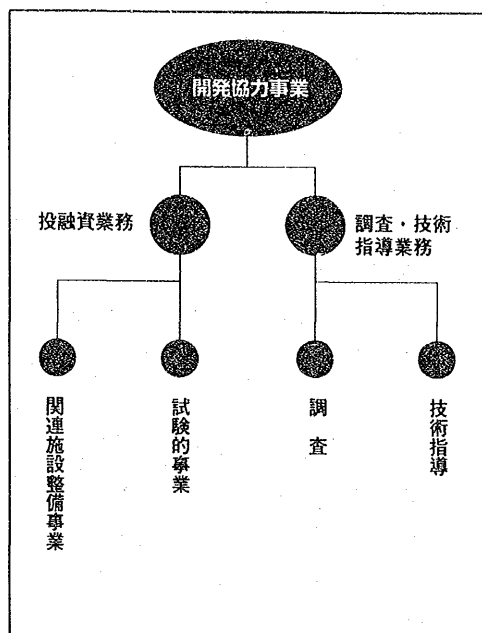
JICAでは、投融資業務の周知を図るとともに、企業のニーズを把握するために、投融資事業説明会を国内および海外で行っています。

融資の対象となる事業は、次のとおりです。

### 関連施設整備事業

日本輸出入銀行、OECD、石油公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫、商工組合中央金庫、JICAのいずれかが資金の貸付、債務の保証または出資を行っている開発事業（本体事業）が必要とする関連施設を整備する際に、日本輸出入銀行またはOECDから資金の貸付、債務の保証または出資のいずれも受けることが困難な場合があります。そのなかで、その関連施設の整備が、周辺地域の開発や周辺住民の福祉向上に役立つものと判断される場合に行われる資金の貸付が、関連施設整備事業に対する投融資です。対象となる施設は

図2-4 開発協力事業の内容



次のようなものです。

- ①公共的施設で、住民の生活や福祉の向上に役立つもの。学校、病院、公民館、教会、寺院、役場、郵便局、消防施設など。
- ②事業に必要な施設で、同時に住民の便益にも供されるもの。道路、港湾施設、上下水道、集会所、職業訓練所、電気施設など。
- ③地域の環境を改善することを目的として実施される造林事業（環境保全型造林）。

**試験的事業**

開発事業のうち、試験的に行われる事業で、技術の改良・開発と一体になって行わなければ達成が困難であると認められるもので、日本輸出入銀行またはOECFから資金の貸付、債務の保証または出資のいずれも受けることが困難である事業を対象とする投融資です。

たとえば、作物の栽培、家畜の飼育、造林、未利用樹開発、石灰岩・燐鉱石・岩塩などの採掘・選鉱・精練、低価格住宅の建設、土地造成など（石油、天然ガス、金属鉱物に関するものを除く）です。

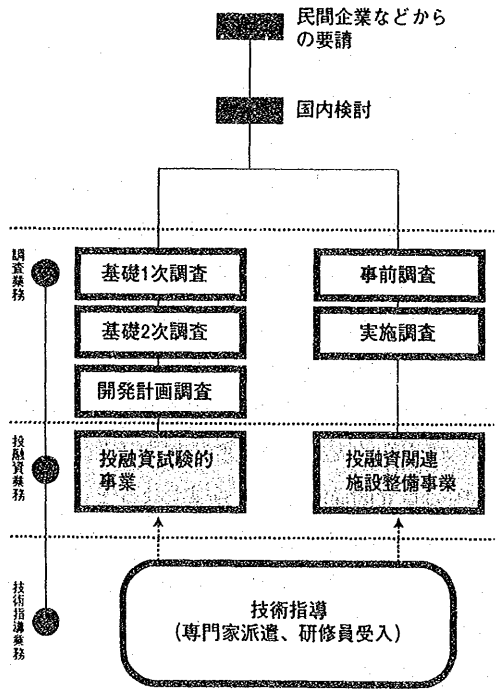
1995年度の試験的事業に関する貸付は16件、融資総額約41億3300万円です。

**調査・技術指導業務**

JICAの融資制度では、企業の海外事業が円滑に進み、途上国国民にとっても有益な効果をもたらすように、企業の要請に基づいて、各種の技術支援を行っています。この技術支援の存在が、JICAの融資制度の大きな特徴のひとつです。

技術支援には、現地踏査や資料の収集を中心とした各種の「調査」と、貸付実行後の「専

図2-5 開発協力事業の手順



■関連施設整備事業関連調査  
 事前調査……事業の可能性調査、対象施設概定  
 実施調査……対象施設の基本設計策定  
 ■試験的事業関連調査  
 基礎1次調査……事業の可能性調査、事業適地概定  
 基礎2次調査……事業適地選定、開発基本構想策定  
 開発計画調査……事業実施計画策定（測量、設計図作成）

門家派遣」「研修員受入」の3種類があります。

**調査**

1. 開発基礎調査

事業の実施企業に代わり、現地事情の把握、資料収集を行い、事業の可能性を検討したり、事業の基本構想、実施計画を無償で作成し、実施企業に提供したりするもので、内容により以下のように分けられます。

- ・自然条件、経済事情、投資環境、関連設備の整備状況などの基礎資料収集
- ・事業としての可能性の検討

- ・基本構想の策定
- ・適正な事業地、関連施設の選定

[以上に該当する調査]

関連施設整備事業…事前調査

試験的事業…基礎1次調査

基礎2次調査

- ・詳細な資料の収集
- ・実施計画の作成
- ・関連施設の基本設計

[以上に該当する調査]

関連施設整備事業…実施調査

試験的事業…開発計画調査

## 2. 現地実証調査

農林業分野で事業内容が地域開発的な性格をもち、同時に関係資料が乏しくて事業の本格化までに長期間を要すると考えられるものについては、比較的長期にわたって調査員を派遣し、事業の可能性を検討します。

収集した資料等を、関心を示す企業に提供しています。

## 3. その他の調査

そのほか、次のような内容の調査があります。

- (1) 投融資審査等調査…事業実施状況を把握し、事業の実施後に発生した問題への対処方針の検討等を行います。
- (2) 地域開発効果等評価調査…事業の一定期間経過後、周辺地域の開発・発展にどの程度寄与しているかなどを評価します。
- (3) 環境保全関連開発投融資促進調査…開発を優先しがちな開発途上国における、環境保全問題への取り組みとして行われます。海外での投融資制度説明会、個別の融資相談等を通じて、環境関連の投融資対象事業の優良案件を発掘・形成することを目的とする調査です。

## 投融資技術相談員

—企業のJICA融資利用支援の一環として—



企業が海外で実施する事業の種類や内容は、多種多様です。

海外へ進出する企業がJICAの融資を利用するには、試験性の構築、収支計画、返済計画、適正規模の事業構想など、多岐にわたる項目が、一定基準に達していなければなりません。これは、特に、初めての海外進出を検討中の企業にとっては、大きなハードルとなっています。

このためJICAでは、1995年10月から2名の“投融資技術相談員”を委嘱し、事業計画、資金計画などについて、企業から

の相談に応じる支援制度を設けました。

主な委嘱業務の内容は、次のとおりです。

- ①貸付等を希望する者（申請者）が作成した事業構想の妥当性を検討する業務
  - ②貸付等にあってJICAに提出する申請書類作成について、申請者に指導や助言を行う業務
  - ③開発協力事業を促進するために、JICAが実施する広報活動を支援する業務
- 現在、農業・林業分野と社会

開発・鉱工業分野に各1名が配置されています。

農業・林業分野に配置した相談員は、公認会計士の資格を生かし、野菜・花卉などの作物栽培、畜産などの試験的事業を中心に事業計画のアドバイスを行っています。

社会開発・鉱工業分野を担当する相談員は、監査法人でのコンサルティング経験を生かし、企業・団体に対するJICA融資制度の紹介、案件の発掘・形成に取り組んでいます。

### 専門家派遣

事業を進めるなかで生じるさまざまな技術的問題に、現地で事業を行っている企業だけでは対応できない場合、企業の要請に基づいて、JICAが、その分野に精通した専門家を派遣し、適切な技術指導を行います。

### 研修員受入

事業を進めるにあたって、現地スタッフの技術水準の向上のために、企業の申請に基づいて、JICAが現地スタッフを研修員として受け入れ、日本で技術研修を行います。

1995年度は、21件の調査団、57人の専門家(新規、継続)を派遣し、36人の研修員を受け入れました。

# 災害緊急援助

## 事業の概要

災害緊急援助協力事業は、開発途上国を中心とした海外の地域で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づいて、国際緊急援助隊（JDR：Japan Disaster Relief Team）の派遣、機材や物資の供与など緊急援助活動を行うものです。

こうした災害時の緊急援助活動は、1970年代後半にカンボディア難民救援のための医療チームを派遣したことに始まります。この間、医療活動、応急復旧活動などの専門家を派遣していましたが、1987年9月に、これらに救助活動を加えた「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（JDR法）が公布・施行され、体制の整備が行われました。また、1992年6月には同法の一部改正がなされ、国際緊急援助隊の派遣について、より総合的な形での実施体制が整備されました。

これまでの実績は、1987年の法律施行前は、チーム派遣19チーム、物資供与14回ですが、法律施行後は、チーム派遣33チーム、物資供与124回となっています。このうち、1995年度は、インドネシア・イリアンジャヤ沖地震・津波災害に専門家チームを派遣し、また、物資供与では、ミャンマーの火事災害などに対して、16回の援助活動を行いました。

## 国際緊急援助隊の派遣

援助隊は、次のような救助チーム、医療チーム、専門家チームからなり、被災国政府ま

たは国際機関からの要請に基づいて、災害の種類・規模などに応じて単独チームか、あるいは適宜組み合わせで派遣しています。

### 救助チーム

救助チームは、被災者の搜索、救出、応急措置、安全な場所への移送を主な任務としており、要請が受理され、援助決定後24時間以内に日本を出発することが、ひとつのめどとされています。

また、救助活動には知識・経験とチーム内の協力・協調を必要とすることから、救助チームは関係省庁である警察庁、海上保安庁、消防庁の救助隊員から編成されます。

最近の例としては、1993年12月のマレーシアのビル倒壊被害救援のための派遣があります。

### 医療チーム

事前に援助隊への参加の募集に応じ、JICA国際緊急援助隊事務局に登録された医師、看護婦（士）、医療調整員から編成されます。被災者の診療または診療補助を主な任務としており、要請が受理され、援助決定後48時間以内に日本を出発することが、ひとつのめどとされています。被災者の診療、診療補助のほか、疫病の感染予防、蔓延防止などを必要に応じて行います。

医療チームの特徴は、JDR法の公布以前から医療活動を行っていた「国際救急医療チーム」を、派遣母体として引き継いだことにあります。

1996年3月1日現在の登録者数は、医師183人、看護婦（士）230人、医療調整員125人の合

計538人となっています。

最近では、1993年7月にネパール洪水災害救援のため、この登録者のなかからチームを編成して派遣しました。

### 専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の助言を目的とするもので、災害の種類に応じて関係省庁などから推薦された専門家によって編成されます。

1995年度は、1996年2月にインドネシア・イリアンジャヤ沖地震・津波災害による二次感染防止および建物・物的災害復旧対策のアドバイスのため、専門家チームを派遣しました。これまでにインドネシア火山噴火、アルメニア地震、メキシコ地震、カメルーン火山性有毒ガス噴出などに対して原因究明、防災対策などのために耐震、耐火、防災対策、耐震構造、熱傷治療などの専門家を派遣した実績があります。

なお、1992年6月の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の一部改正に伴い、

- ①災害の規模が大きく、大規模な援助が必要な場合
- ②被災地において自給自足的な活動を行う

### 必要がある場合

には、外務大臣は防衛庁長官と協議のうえ、自衛隊の部隊派遣を行えることになりました。その際の自衛隊部隊の活動分野は、医療活動、給水活動、輸送活動となります。

### 関連業務

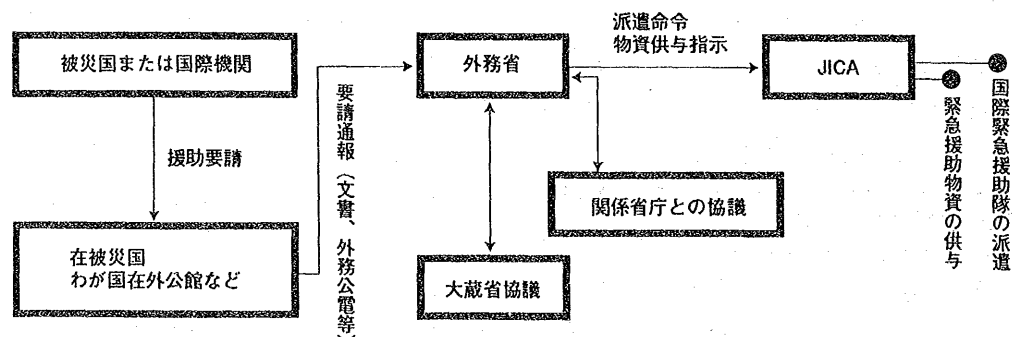
災害緊急援助協力事業では、前記チーム派遣のほか、次のような業務を実施しています。

#### 資機材の供与・調達・備蓄

被災者の救援や復旧活動のために、被災国に毛布、テント、浄水器、簡易水槽、発電機、医薬品、医療機材などの援助物資を供与しています。

これらの物資を迅速、确实、かつ大量に供与するためには、あらかじめ調達し、備蓄しておく必要があります。そのため備蓄倉庫を国内は千葉県成田市に、また、海外はシンガポール、メキシコ(メキシコ市)、イタリア(ピサ)、米国(ワシントンD.C.)にと、国内外の計5カ所に設置するとともに、備蓄が難しい医療品などについては、コペンハーゲンにあるUNICEF物資調達部門(UNIPAC)を利用して緊急調達を行うなど、供与体制を整えてい

図2-6 災害緊急援助決定の仕組み(資金援助を除く)



ます。

このほか、国際緊急援助隊の各チームが被災国へ派遣される際に携行する、災害援助用の各種資機材も国内備蓄倉庫に保管し、国際緊急援助隊の緊急派遣に備えています。

### 研修、訓練の実施

海外で援助活動を実施するためには、その国の社会や習慣を理解し、交通、通信などの事情に通じている必要があります。また、緊急援助活動の効果をあげるにはすぐれたチームワークが特に重要です。そのために、種々の災害を想定した研修、訓練を実施しています。

#### 1. 救助チーム

海外の被災地で救助活動を行うための基礎知識の習得や、医療チーム・他国の救助チームとの連携方法といった応用的な研修を行います。また、特殊救助機材（ファイバースコープ、地中音響探知機など）の操作習熟訓練、その他機材の使用方法などの研修、訓練を実施しています。

#### 2. 医療チーム

診療行為の一般知識、開発途上国の衛生状況といった医療技術的な事項から、被災各国の生活状況、異文化理解といった一般知識、さらにはインマルサット（国際海事衛星機構・可搬型衛星通信装置）の操作訓練に至るまで、被災地での医療活動を効果的に行うための知識を習得することを目的としています。特に、過去の災害救助や救援活動を例にとり、シミュレーション方式で行う体験学習は、その後の実践の場で非常に高い効果をあげています。

#### 3. 業務調整員

JICAでは、援助隊に同行する意志のある

職員を登録制で業務調整員として確保しています。これらの登録者を対象に、各種連絡業務、携帯資機材取り扱い、報告書作成など、調整員業務に関する最新情報の提供と業務遂行能力の向上を図ることを目的に、研修を行っています。

### 民間緊急援助物資輸送業務

被災国から援助要請があり、日本政府が物資供与を実施しても、なお援助物資が必要とされるような大規模な災害に対し、災害緊急援助の一環として、地方公共団体、民間団体、個人などからの緊急援助物資をJICAの負担によって集荷し、被災国まで輸送します。

援助物資の追加要請受理後、JICAはマスコミなどを通じて、国内に協力を呼びかけます。集荷された援助物資は被災国の日本大使館を荷受人として、JICAがまとめて空送し、原則として被災国政府へ贈与します。

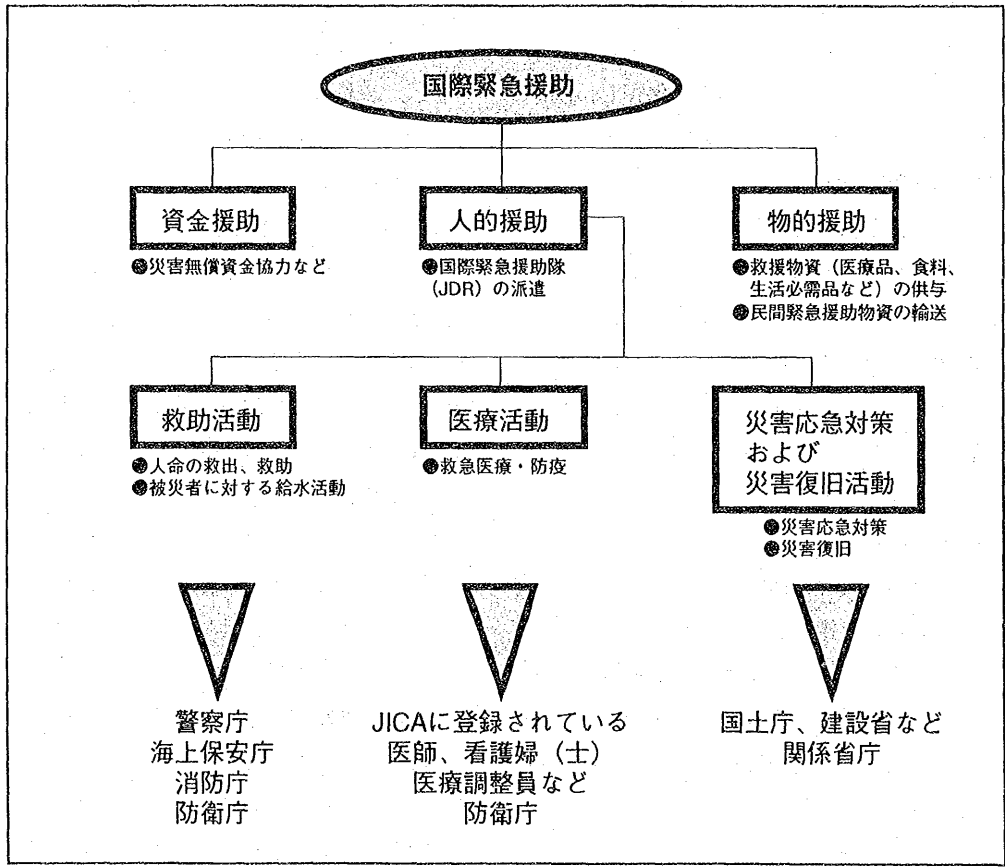
1992年11月、フィリピンのピナトゥボ火山噴火災害に対して初めてこの事業が実施され、援助物資として、毛布、タオルケット、固形石けん合計約46tがフィリピン政府に贈与されました。

### 緊急援助(物資供与)追跡調査

緊急援助に伴う被災国(地)での援助効果をJICAとして分析することは、今後の緊急援助を効果的に進めるうえで非常に重要です。このことから、1995年度から被災国にあるJICA在外事務所が中心となって、わが国の援助物資が被災地でどのように活用され、被災民の生活にどのように役立ったかなどの実情を調査する、緊急援助(物資供与)追跡調査を実施しています。



図2-7 わが国の国際緊急援助体制



\* 資金援助…外務省が実施 人的援助および物的援助…JICAが実施

# 海外移住

## 海外日系人250万人

1868(明治元)年、153名が新天地を求めてハワイに渡ったのが、近代日本の海外移住の始まりでした。以来、北米、中南米諸国を中心に、戦前戦後を通じ、多くの日本人が海外に移住しています。これらの移住者のうち、戦後、JICAなどの支援を受けて中南米地域などへ移住した人は、約7万3000人にのぼります。現在、海外諸国に在住する日本人移住者・日系人は約250万人以上といわれ、移住先国にしっかりと根をおろして生活しています。

## 海外移住は国際協力の一環

世界各地の日本人移住者・日系人は、その国のよき市民としてさまざまな分野で活躍しています。特に、戦後、日本人の主な移住先であった南米のブラジルやパラグアイなどでは、農業を中心としてその国の産業・経済の発展に大きく貢献しています。

海外移住は、自己の発意に基づいて行う個人の幸福追求のひとつの姿ですが、移住先国での活躍は、その国の発展に大きく寄与することになり、結果として国際協力の役割を果たすこととなります。また、このような移住先国への貢献は、対日理解を深め、わが国と移住先国との緊密な関係をつくり上げていくうえでも大きな意味をもっています。

## 海外移住の変化と移住者・日系人支援

戦後50年間のうちに、新規移住者数の減少、農業移住中心から商工業・サービス業移住への多様化、中南米諸国への移住からアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアなどの先進

国への移住へと、海外移住は時代の変遷とともに大きく変化しています。また、移住先国の移住者・日系人社会も、二世以降への世代交代が進むなかで新たな変革期を迎えています。特に中南米諸国の移住者・日系人社会は総じて成熟段階にあり、移住先国の発展ばかりでなく、わが国との友好・協力関係の増進に大きな役割を担うようになりました。

このような移住をとりまく環境の変化に対応するために、JICAは1994年度から移住事業の内容と実施体制を見直しています。

移住事業の内容については、

- ①1994年度から新たな移住者への訓練・送迎についてのサービスを段階的に整理しています。
- ②これまでJICAの支援によりすでに移住した人々の生活の安定にも配慮しながら、国際協力の側面をより重視して、移住者・日系人社会に対する支援・協力のいっそうの拡充を図っています。

移住事業の実施体制については、

- ①事業内容が比較的似かよっている事業を技術協力部門で行うことにしました。
- ②①の結果、移住事業部を廃止しました。
- ③企画部に、移住事業の企画・総合的調整、そのほか、他事業部門で実施できない事業を行うための「移住企画調整課」を新設しました。

## 移住事業の内容

JICAでは、移住事業に関して次のような業務を行っています。

日系人の子どもたちと開発青年  
(ブラジル・ピニャール移住地の日本語学校)



広報

移住者・日系人の活動の紹介を通じて、海外移住者と日系人社会に対する国民の理解を深めるため、次のような業務を行っています。

- ①『海外移住』誌の隔月発行
- ②日系有識者などの日本招へい
- ③海外日系人大会開催経費の助成

海外開発青年の事業

海外移住・日系人社会に関心をもち、同時に技術・技能を身につけた青年を、3年間で南米諸国に派遣し、現地での活動を通じて日系人社会の活性化を図ることを主な目的とした制度で、1985年度に開始されました。資格

は20歳から35歳までです。

1995年度は573人の応募者のなかから、選考の結果48人（男子12人、女子36人）の青年を派遣しました（表2-1参照）。

移住者子弟の研修

移住者の子弟である日系人を対象として、日本で次のような研修を実施しています。

1. 移住者子弟一般技術者研修

技術研修のため、18～24カ月、毎年30人前後の移住者子弟を受け入れています。1995年度の受入実績は25人でした。

2. 移住者子弟上級技術者研修

将来高度な専門知識が必要になる電気、通信、薬学、法学などの職業分野に携わる移住者子弟を対象に、先端技術・知識の習得を目的に、毎年20人前後を2年間受け入れています。1995年度の受入実績は25人でした。

3. 日本語教師研修

移住者の団体が子弟の日本語教育を目的として設置した日本語学校の現地教師を、年間30人前後、3カ月または1年間受け入

表2-1 開発青年派遣実績

( )内は女性(内数)

国名	年度	1～7回生 計	1992 8回生	1993 9回生	1994 10回生	1995 11回生	計
アルゼンティン		35(14)	6(1)	9(6)	8(5)	3(3)	61(29)
ボリヴィア		23(11)	6(2)	3(1)	5(2)	6(3)	43(19)
ブラジル		110(24)	12(4)	17(8)	18(9)	23(17)	180(62)
コロンビア		3(0)		1(0)		1(0)	5(0)
ドミニカ共和国		3(2)	1(0)		1(0)	1(0)	6(2)
メキシコ		10(5)	5(2)	7(4)	5(3)	4(4)	31(18)
パラグアイ		29(16)	7(2)	7(1)	6(2)	9(8)	58(29)
ペルー		7(1)					7(1)
チリ			4(2)	3(1)		1(1)	8(4)
合計		220(73)	41(13)	47(21)	43(21)	48(36)	399(164)

れています。1995年度の受入実績は30人でした。

#### 4. 医師研修

現地の大学医学課程を修了した移住者子弟を対象として、1979年度から年間3人(1987年度から5人)を2年間受け入れています。また、医師研修の再研修を行うため、1995年度は、3人の医師を3～6カ月間受け入れました。

#### 5. 中堅移住者技術向上研修

日系団体(農協、企業など)の中堅職員を対象に、先進技術・知識の研修の機会を提供し、当該団体の活性化と将来の指導者育成を目的としたもので、1984年度から各年度10人前後を6カ月間受け入れています。1995年度の受入実績は12人でした。

#### 6. 日本語学校生徒研修

日本語学校の優秀な生徒を招き、中学校への体験入学、ホームステイなどを通じて

わが国の文化・社会を体験してもらい、日本に対する理解や日本語能力の向上を助ける目的で、1987年度から、毎年1カ月間実施しています。1995年度の受入実績は41人でした。

#### 7. 日系人研究者研修

教育・研究機関に所属するハイレベルの日系人研究者を対象に、先進技術・知識の研修の機会を提供し、居住国の発展に貢献するとともに日本との架け橋になる人材を育成することを目的として、1989年度から開始しました。1995年度は28人を平均3カ月間受け入れました。

#### 8. 日系人本邦就労者帰国前技術研修

日本で就労する日系人のなかで、一定基準以上の学力をもつ人に対し、帰国後居住国の発展に貢献できるよう、帰国前に技術研修を実施します。1993年度から開始され、1995年度は、生産性向上入門コースおよび

表2-2 移住シニア専門家派遣実績

( )は女性(内数)

年度 国名	1990		1991		1992		1993		1994		1995		計	
	日本語	福祉	日本語	福祉	日本語	福祉	日本語	福祉	日本語	福祉	日本語	福祉	日本語	福祉
アルゼンティン	2(0)		2(0)		3(0)		2(1)		1(1)		5(1)	1(0)	15(3)	1(0)
ポリヴィア					1(1)		4(0)				3(0)	2(2)	7(0)	3(3)
ブラジル	4(0)		1(0)	3(2)	9(3)	2(1)	6(1)	3(3)	6(2)	1(1)	6(1)	3(2)	32(7)	12(9)
コロンビア			1(0)				1(0)						2(0)	
ドミニカ共和国							1(0)				1(0)		2(0)	
メキシコ			2(0)				1(0)				2(1)		5(1)	
パラグアイ			2(1)		2(0)		2(0)	1(0)	1(0)		3(0)	1(0)	10(1)	2(0)
ペルー	1(0)												1(0)	
カナダ	1(0)				2(0)				2(1)				5(1)	
合計	8(0)		8(1)	3(2)	16(3)	3(2)	17(2)	4(3)	10(4)	1(1)	20(3)	7(4)	79(12)	18(12)

パーソナルコンピューター入門コースを実施し、15人の研修員を受け入れました。

### 9. 婦人研修

日本に滞在中の日系人女性に、日本文化を理解してもらうために、財団法人国際女子研修センターの協力を得て、45日間、日本文化、日本語などの講習を実施しています。

### 10. 日系留学生中央研修

主として都道府県の補助でわが国へ留学している日系人留学生を対象として、財団法人海外日系人協会の協力を得て、毎年度2回実施しています。

## 移住者などに対する支援事業

移住者などに対する支援、居住地域の環境整備のため、1995年度は次の業務を行いました。

### 1. 試験場運営・営農普及

JICAでは、アルゼンティン園芸総合試験場、ボリヴィア農業総合試験場、パラグアイ農業総合試験場を運営して試験、研究を行うほか、日系農家はもとより周辺現地農家に対する営農相談・技術指導などを行っています。また、移住者の営農技術向上を支援するため、農業専門家の派遣（日本、ブラジルから）、先進地農業研修、農業研究グループの育成、農協職員の実務研修などを実施しています。

### 2. 医療衛生

医療衛生関係については、パラグアイ、ボリヴィアの5診療所の運営を助成しました。また、パラグアイ、ボリヴィアおよびドミニカ共和国の現地医師と契約して移住者の医療援助を行ったほか、医学生、看護学生への奨学金の支給を行いました。



ブラジリア近郊の移住者  
収めたイチゴを前に

### 3. 教育文化

教育関係では、現地語教育の支援のため、教師謝金などの助成を行ったほか、日本語教師の支援のため、ブラジル、アルゼンティンへの日本語指導教師の派遣、中南米地域など8カ国への移住シニア日本語専門家の派遣、教師謝金の助成、教育機材の整備、学校校舎の建設の助成などを行いました。

### 4. 社会福祉対策

ブラジルなど3カ国へ、移住シニア福祉専門家を派遣したほか、移住地の公民館建設（ボリヴィア）、厚生ホームの施設・機材（ブラジル）に対する助成などを行いました。さらに、道路補修用の車両や機械に対する助成をパラグアイなど3カ国の6移住地に、またパラグアイでは橋の建設に対して、ボリヴィアでは2移住地での水害復旧工事に対して、助成を実施しました。

## 入植地の分譲

JICAでは、移住者に対する入植地の分譲などを行っています。

1995年度は、パラグアイのイグアス移住地とピラレタ移住地で、31区画を分譲しました。

## 事業資金の貸付

移住者の行う事業と、移住者の定着・安定に寄与すると認められる事業団体に対して、事業資金の貸付を実施しています。

1995年度は、パラグアイ、アルゼンティン、ボリヴィア、ドミニカ共和国に対して、合計9億7000万円の貸付を行いました。

### 海外移住に関する調査など

移住者・日系人の支援、指導、移住者・日系人社会に対する理解を助ける基礎資料収集のため、毎年各種の調査を実施しています。

1995年度は、ボリヴィアの移住者・日系人

社会の地域活性化などに関する調査、中南米5カ国についての農家経済調査、日本語教育実態調査、海外移住事業のあり方に関する調査などを行いました。

また、1993年度から、日系人本邦就労者相談業務を、財団法人海外日系人協会の協力を得て実施しています。

## 日系人を通じた技術協力

### —“移住”から“技術協力”の時代へ—



中南米地域の移住者社会のなかには、その国情によって、自立安定に問題を残している移住地も存在します。とはいえ、日系移住者社会全体をみれば、総じて成熟段階に到達しているといえることができるでしょう。

つまり、移住者・日系人社会は、時代の変遷と世代交代を経て、それぞれの居住国で確固とした地位と評価を築き上げていて、居住国自体の発展ばかりでなく、わが国との友好・協力関係の増進に大きな役割を担うようになってきました。このように、各国で広範な分野に進出している日系人は、わが国と居住国との関係の強化を進めていく際に、両方の国にとって、貴重な外交的資産になるといえます。

中南米諸国の日系移住地の多くは、当該国の地域開発の拠点となっていて、居住国の経済・社会の発展のために大きく貢献しています。とりわけJICAが経済技術協力を推進していくうえで、日系人は協力の受益者となるばかりでなく、担い手ともなることが大いに期待されます。

したがってJICAとしては、日系人の人材育成をはじめ、日系人との協力を積極的に推進す

る必要があり、経済技術協力事業の実施にあたっては、日系人が受益者となるとともに協力の担い手ともなり得る案件を、できる限り取り上げていくことが望ましいと考えています。

このような観点からJICAは、従来移住事業として実施してきた日系人関連事業のうち、日系研修員の受入れや日系社会への専門家・ボランティアの派遣など、日系人を通じた技術協力として位置づけることができる事業を、今後は技術協力事業の一環として実施することにしていきます。

このため、1996年度の移住事業予算を再編して、その約3分の2を技術協力事業予算に組み込みました。したがって、今後は日系社会を含む周辺地域の発展に協力することを目的として、次のような新たな位置づけのもとに、移住事業を実施していくこととなります。

#### ①日系研修員受入(旧移住研修員受入)

中南米諸国の移住者子弟などの日系人を日本に招き、その人々が所属する日系社会を含む周辺地域の発展に必要な分野について研修を行うこと

により、技術や知識を習得することを目的としています。

#### ②日系社会専門家派遣(旧移住専門家派遣)

中南米諸国の日系社会に農業や教育等の専門家を派遣して、技術や知識の普及指導を行うことにより、日系社会を含む周辺地域の発展に協力することを目的としています。

#### ③日系社会シニア・ボランティア派遣(旧移住シニア専門家派遣)

中南米諸国の日系社会が必要としている公益事業で、日本語教育や社会福祉等の人材が不足している分野に対し、実務経験の豊富な人材を派遣して、日系社会を含む周辺地域の発展に協力することを目的としています。

#### ④日系社会青年ボランティア派遣(旧海外開発青年派遣)

海外の日系社会に関心をもちとともに、一定の技術や技能を身につけた青年を、3年間中南米諸国の日系社会に派遣し、現地での活動を通じて、日系社会を含む周辺地域の発展に協力することを目的としています。

## 技術協力専門家養成・確保

技術協力は「人から人」へという全人格的なふれあいを通じて技術を移転し、開発途上国の「人造り」に寄与するという意義と特徴をもっています。このため、技術協力の成否は、技術を移転する専門家の資質いかんによるといっても過言ではありません。また、近年の技術協力は、国別アプローチの導入、環境問題、WID、人口問題など新たな取り組みが必要になってきており、複雑化、多様化するとともに高度化しています。したがって、十分な能力と豊富な経験をもった専門家を確保・養成することが技術協力の最も大切な要件となっています。

JICAでは、東京都新宿区にある国際協力総合研修所が、こうした役割を担っています。国際協力総合研修所では、1983年の設立以来、専門家の養成・確保、技術協力基盤強化のための調査・研究、技術情報の収集・提供を事業の3つの柱として積極的に推進しています。

具体的には、以下の業務に取り組んでいます。

### 専門家の養成

相手国のニーズに合致した総合的な専門能力を有する専門家の養成を図るため、次の研修を行っています。

#### 専門家派遣前研修

原則として、派遣期間が1年以上の専門家を対象とするもので、次の研修があります。

##### 1. 派遣前研修

専門家の役割、現地の事情、健康管理などを内容とする一般研修2週間、語学研修

3週間の計5週間の研修で、年間8回行います。特に、異文化理解、プレゼンテーション手法など開発途上地域でのコミュニケーション能力の向上を重視しています。そのため、英語のほか、必要に応じて中国語、スペイン語、フランス語、インドネシア語、タイ語などの講座を設けています。これらの講座では独自の教材を準備し、技術協力の現場で使用する文書や表現も加えるなど内容を充実させています。

さらに、一般研修では、専門家夫人を対象とした研修を併設しています。

1995年度受講者は、専門家749人、夫人など427人の計1176人でした。

#### 2. 個別語学研修

上記派遣前研修の受講者のうち、さらに語学研修を必要とする専門家を対象として、追加的な語学研修を行っています。

#### 3. 第三国語学研修

フランス語圏またはスペイン語圏に派遣される専門家を対象として、赴任の途中、フランスあるいはメキシコで、最長6週間その地の語学研修機関の研修に参加させます。

1995年度は13人がフランス語研修を、また、6人がスペイン語研修を受けました。

#### 4. 個別技術研修

専門技術の補完と向上のために、国内の関係機関で技術研修を行います。

1995年度は、32人が受講しました。

### 技術協力総合研修

#### 1. リーダー、調整員研修

プロジェクト方式技術協力の専門家として派遣される者のうち、リーダーと調整員を対象とするもので、現在は、プロジェクトの運営・管理を主な内容とする研修を、年8回の派遣前研修のなかで講義の一環として行っています。

1995年度は、リーダー75人、調整員61人が受講しました。

さらに、会計処理、PCMなどを中心とした調整員研修を実施し、19人が受講しました。

## 2. 地方自治体職員等国際協力実務研修

地方自治体の国際協力を支援するための事業です。1995年度は国際協力総合研修所で年間5回の研修を実施し、121人が受講しました。あわせて、北海道、東北、関東、東海、北陸、関西、四国、九州のJICA国内各支部および沖縄国際センターで、942人の地方自治体職員などの研修を実施しました。

## 3. NGOスタッフ研修

NGO支援事業として、NGOスタッフを対象とした外国語研修を行っており、1995年度は17人が受講しました。

## 技術協力専門家養成研修

近い将来、専門家として派遣される人を対象に、専門技術を移転していく際に必要な知識、手法など、専門家として求められる幅広い能力を身につけてもらうことを目的として、年4回、各10週間（一部は5週間）実施します。

1995年度は、以下の19種類24コースを開講し、197人が受講しました。

受講内容は、インフラ、マンパワー、農業一般、農業土木、林業、資源エネルギー、環

境衛生、工業開発、林業（造林）、都市環境、教育、WID、貧困層対策、公害対策、廃棄物処理対策、環境アセスメント、地球環境、海洋汚染対策、人口問題基礎などです。

## 感染症対策専門家コース

1995年度には、ポリオ対策の専門家を養成するために、九州国際センターが実施する集団コース「小児麻痺根絶計画の理論と実際」に1人の専門家を参加させました。

## 海外長期研修

将来指導者的な立場に立つことができる専門家の養成を目的として、海外の大学、研究機関に最長2年間派遣します。

1995年度は、32人を新規に派遣しました。

---

## 専門家の確保

---

開発途上国からの要請に迅速に答えて、優秀な専門家を速やかに派遣するために、常時専門家を確保する次のような制度を設けています。

### 専門技術嘱託

高度な専門技術や知識、豊富な経験をもつすぐれた人材を確保し、技術協力全般についてそのアドバイスを期待するもので、現在、農業、建築、工業の分野で各1人ずつ委嘱しています。

### 国際協力専門員

技術協力の経験を持ち、技術、人格ともにすぐれた人材を確保し、プロジェクト方式技術協力のリーダーなどとしての海外業務と、作業監理委員、各種研修コースリーダー、調査研究主査などインハウスコンサルタントとしての国内業務の双方で重要な役割を担う専門家を確保するもので、1983年度に設けられ



ました。

1995年度は、新規委嘱の11人を加え、85人を確保しました。

#### 特別囑託

主として帰国専門家のなかから、専門家としての活動がすぐれており、今後も派遣が見込まれる人材を確保するもので、1995年度は新たに31人を確保しました。

#### ジュニア専門員

国際経験のある若い人材(JPO、青年海外協力隊員経験者など)を確保し、国際協力に携わる人材を育成するもので、1995年度は新たに8人を確保しました。

#### 専門家登録制度

機会があれば専門家としての活動を希望する人に、あらかじめ登録してもらい、登録者に合った派遣要請があった場合、その登録者を派遣するという制度です。

1995年度末現在、1508人が登録されています。

#### 帰国専門家連絡会

帰国専門家間の連絡を緊密化し、これらの人々が、専門家確保の核となり得るように図るとともに、地方の国際化の推進にも寄与し、あわせて市民の国際協力理解を促進すべく、JICA国内支部やセンターと連携して帰国専門家連絡会の結成を進めています。

1995年3月末現在、全国33カ所で地域連絡会(会員約2000人)を結成するとともに、1995年6月に中央連絡会を開催しました。

#### 技術協力に関する調査研究

開発途上国のニーズの多様化、高度化に対応し、効果的な協力を実施するには、国別・

地域別・分野別の開発の状況とその問題点を十分把握し、そのうえで、協力の取り組み方を総合的に調査研究し、こうした調査研究を基礎として、具体的な協力を計画的に推進していくことが重要です。また、これまでの協力の実績を整理・分析し、そのなかから、参考となる事例を体系的にまとめ、それらを専門家に提供することや、専門家養成研修の教材として活用することも、協力の質的向上にとって効果ある方法です。こうした調査研究や教材の作成などのため、次のような業務を行っています。

#### 国別・地域別援助研究

国別アプローチの一環として、主要援助対象国・地域ごとに、1986年度から国別・地域別の援助研究会を設置しています。広く外部の学識経験者の参加を得て、各年度3～4カ国(地域)を対象として、わが国の援助を効果的、効率的に実施するために現状の分析や援助のあり方などの検討を行い、報告書として取りまとめています。

1995年度は、新規にパキスタン(第2次)、タイ(第2次)、ジョルダンの援助研究を実施しました。

#### 分野別援助研究

横断的な援助課題に対する援助の進め方を検討するために、上記の「国別・地域別援助研究」と同様の研究会を設置しているものです。

1995年度は、「地域の発展と政府の役割」について研究会を開始しました。

#### 技術移転手法研究など

前記のほか、

#### ①技術移転手法に関する調査研究

- ②技術協力手法に関する調査研究
- ③国民参加型協力推進のための研究
- ④専門家養成研修用教材の作成
- ⑤技術移転国際会議の開催
- ⑥国際協力総合研修所セミナーの開催

などを行っています。

1995年度は、調査研究として、

- ①ASEAN人造り<sup>\*</sup>インパクト調査（第2フェーズ）
- ②人造り協力研究のあり方の検討
- ③市場経済化支援に関する研究
- ④障害者の国際協力への参加推進の検討
- ⑤先進国援助機関の人口・エイズ対策協力の現状

など15件を実施しました。また、任国情報ビデオ4件の制作を行いました。さらに、技術移転国際会議として、国際食糧政策研究所(IFPRI)との合同セミナー「南アジアとサブサハラ・アフリカにおける食糧、貧困、環境」(1996年3月)を開催したほか、内外の援助実務者や有識者を招いて、国際協力に携わる関係者に対する国際協力総合研修所セミナーを開催しました。

#### 情報の整備・提供

開発途上国に関する情報や過去に得られた技術移転の手法などに関する経験やノウハウなどの情報は、専門家が技術移転を効果的に行うために知っておくべき必要不可欠なものです。このため、専門家をはじめ技術協力関係者に対し、広く開発途上国に関する情報や技術、技術関連情報を提供することを目的として、以下の業務を実施しています。

#### 図書館の運営

国際協力総合研修所にはJICA図書館が設置されており、一般図書、JICA作成の各種報告書、テキスト教材、開発途上国での収集図書、資料など約12万件を所蔵し、一般に公開しています。

#### 情報の整備・提供

調査研究の成果や開発途上国に関する資料・情報を次のような形式で整理し、派遣中の専門家、その他関係者に提供するため、次のような業務を行っています。

##### 1. 『国際協力研究』誌の刊行

和文を年2回、英文を年1回発行しています。

##### 2. 開発途上国技術情報の整備

開発途上国の分野別の技術情報を国別に収集・整備しており、現在58カ国、8分野が整備されています。

##### 3. 専門家への技術情報の提供

専門家が技術指導をする際に必要となる技術に関する文献の検索、マニュアルなどの資料の入手、提供を行っています(95年度実績372件)。

##### 4. 任国情報の整備

専門家の赴任先での生活に必要なさまざまな情報を国別にまとめており、現在104カ国の任国情報をそろえています。

##### 5. 機材技術マニュアル作成

指導用の機材技術マニュアルを13件作成しました。

##### 6. パソコン・ネットワーク運営

JICAと地方あるいはさまざまな機関との連携強化、および一般へのJICA事業の情報提供を目的として、パソコン通信の試行

\*インパクト調査…実施された援助事業の経済的・社会的波及効果について行う調査。

を開始しました。当面は技術協力に関する統計、国際協力に関する行事、途上国情報、図書館が所蔵する図書目録などを提供しています。

---

#### 関連業務—開発専門家招へい

---

先進諸国の援助動向、開発途上国の開発政策、開発プロジェクトの現状などに対する理解を深めるため、海外の開発問題の研究者、専門家、開発途上国の開発担当責任者などを招へいし、国際協力関係者を対象とするセミナー、講演会などを開催するものです。

1995年度は、10人を招へいしました。

# 技術協力専門家等福利厚生

生活環境の厳しい開発途上地域で勤務する専門家を支援するため、主として次のような福利厚生制度を設けています。

## 休暇一時帰国制度

2年（一部地域は2年6カ月）以上の派遣期間で派遣された専門家が、2年（一部地域は2年6カ月）に1回帰国できる休暇一時帰国制度を設けています。

## 健康管理旅行

生活環境が特に厳しい地域に1年以上の派遣期間で派遣された専門家が、健康管理のために旅行ができる制度を設けています。

高地に勤務する専門家の場合、健康管理のために低地へ旅行できる制度を設けています。

## 健康管理

JICA本部の専門家健康管理室に、医師・看護婦を配置し、専門家やその家族の健康診断や健康相談に常時応じています。

また、赴任中の専門家や家族の健康診断や健康相談に応じるため、医師や看護婦からなる健康相談巡回指導チームを各国に派遣しています。

1995年度は、6チームを16カ国に派遣しました。

さらに、赴任中の専門家や家族の健康管理体制を強化するために、専門家健康管理員の制度が認められ、1995年度は、マレーシア、フィリピン、エジプトの3カ国の事務所に看護婦を長期派遣しました。

## 瘴癘地特別健康対策

生活環境の特に劣悪な地域に派遣され、長

期間単身赴任している専門家に対しては、心身の健康管理を促すために、配偶者を現地に一時呼び寄せる制度が、1995年度から設けられています。

## 安全対策

在外事務所を中心として、専門家治安対策連絡協議会を開催するなど、治安情勢についての情報提供・情報交換を行い、連絡体制の確立に努めています。

また、治安上特に留意を要する地域については、

- ①緊急連絡用通信機器の整備
- ②防犯設備の整備
- ③警備員雇用経費の補助
- ④JICA関係者に対する安全対策指導等を行う安全対策専門クラークの配置
- ⑤安全対策巡回指導チームの派遣

などを行って、安全対策の強化を図っています。

## 災害補償

専門家が派遣期間中、業務上または通勤途上に負傷、疾病または死亡などの災害にあった場合は、国の労働者災害補償保険の適用を受けることになります。

また、業務外の事故や療養については、JICAの海外共済会から、療養費、緊急移送経費、死亡した場合の弔慰金などの各種給付が行われます。

## 生活環境整備

専門家の居住地や家屋の電気供給、給排水、保健衛生などの基本的な生活条件が特に劣悪な場合は、その整備補助を行っています。

また、生活環境実態調査を実施し、専門家の生活環境の改善に役立てています。

1995年度は、調査団3チームを、ベトナム、エチオピアなど6カ国に派遣しました。

#### 『EXPERT』誌の発行

専門家間のコミュニケーション誌として、専門家の活動状況の紹介や、専門家に関連する事項の取り扱いなどについて理解を深めることを目的に、年4回、四半期ごとに発行しています。